

**対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止
又は制限を定めることについて**

**中央環境審議会 自然環境部会
野生生物小委員会**

平成29年5月22日

1. 検討対象について

狩猟と許可捕獲等との違い

		狩猟	許可捕獲等 (指定管理鳥獣捕獲等事業を含む)
考え方		一定の条件の下で、 狩猟者の自由意思に基づいて、多様な目的 で行われる捕獲行為	許可権者により 限定された条件 (捕獲数・時期・区域・方法等)の下で、 特定の目的 で行われる捕獲行為
捕獲の実施者		狩猟者	個別の申請者
条件	目的		学術研究、鳥獣の管理、その他
	対象鳥獣	<u>狩猟鳥獣(48種)</u> 卵、ひなを除く	鳥獣及び卵
	捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)
	実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)
	実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域
個別の手続き		狩猟免許の取得、狩猟者登録	許可の取得

狩猟免許制度の概要

法において、狩猟は、「法定猟法により、**狩猟鳥獣**の捕獲等をする」と定義されており、狩猟鳥獣以外の鳥獣の狩猟は禁止。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、**法令で定められた制限**を遵守する必要がある。

免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用する猟法	空気銃を使用する猟法	わなを使用する猟法	網を使用する猟法
散弾、単体弾や花火弾等を発射する近射用の銃器、単体弾を回転させて直進的に発射する遠射用のライフル銃	空気銃（コルクを発射するものを除く。）	くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな	むそう網、はり網、つき網及びなげ網

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要。

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円（11,000円）
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円（5,500円）
第2種銃猟免許の登録者	5,500円

（ ）内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者（農林水産業従事者を除く）以外の者。
放鳥獣猟区のものに係る登録者の場合、それぞれ1/4に軽減。
鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1/2に軽減（H27年度～）
鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税（H27年度～）。

免許の取得

狩猟免許の種類毎に、住所地のある都道府県知事が行う試験を受験し、合格すると狩猟免許が交付される。（試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの）免許は全国で有効。

免許の有効期間

3年（ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日まで）

免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。
3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出し、適性試験に合格すれば更新できる。更新できなかった場合は免許は失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。（適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査）

各種手数料

狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免許再交付	1,000円
狩猟者登録（再交付）	1,800円（1,000円）

狩猟期間

北海道以外：11月15日～2月15日
北海道：10月1日～1月31日
（第2種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある）

国による狩猟鳥獣に関する規制(期間,数,猟法)

狩猟期間(2条9項)

北海道以外は10/15～4/15、北海道は9/15～4/15



狩猟鳥獣の保護のため環境大臣が限定

狩猟期間の限定(11条)

北海道以外は11/15～2/15、北海道は10/1～1/31

狩猟鳥獣(2条7項)

鳥類 カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く)、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

獣類 タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く)、イタチ(オスに限る)、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

法定猟法(2条6項)

- 1 銃器 装薬銃及び空気銃
- 2 網 むそう網、はり網、つき網及びなげ網
- 3 わな くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな

捕獲等の禁止/制限(12条1項)

区域・期間を定めた禁止(1号)

- ツキノワグマ(三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の区域)
- シマリス(北海道)
- ヤマドリ(全国(一部の放鳥獣猟区を除く))
- ヒヨドリ(東京都小笠原村、鹿児島県奄美市、大島郡、沖縄県)

捕獲数の制限(2号)

- ニホンジカ1頭
- エゾライチョウ2羽
- ヤマドリ・キジ合計2羽
- コジュケイ5羽
- カモ類合計5羽(ただし、網を使用する場合は、狩猟期間に合計200羽)
- キジバト10羽
- バン3羽
- ヤマシギ・タシギ合計5羽

狩猟鳥獣の保護のための規制

猟法の禁止(禁止猟法)(3号)

- 運行中の自動車からの銃猟
- 同時に31以上のわなを使うこと
- 鳥類・ヒグマ・ツキノワグマにわなを使用する方法
- イノシシ・ニホンジカにくくりわな(輪の直径が12cm以上、締付け防止金具が未装着、よりもどしが未装着、ワイヤーの直径が4mm未満に限る)やとらばさみを使うこと
- 弓矢を使用する方法 など

狩猟鳥獣の変遷（獣類）

	S.24(1949)	S.25(1950)	S.38(1963)	S.46(1971)	S.50(1975)	S.53(1978)	H.6(1994)	H.15(2003)	H.19(2007)	H.25(2013)		
獣	ムササビ											
	リス類	リス シマリス 台湾リス										
	テン	テン(ツシマテンを除く)										
	クマ								ツキノワグマ			
	ヒグマ											
	イノシシ								(イノブタ含む)イノシシ			
	キツネ											
	タヌキ											
	アナグマ											
	イタチ()								イタチ(オスに限る) チョウセンイタチ(オスに限る)			
類	ノウサギ							ユキウサギ				
	ノネコ											
	ノイヌ											
		ヌートリア										
	シカ()						シカ	ニホンジカ				
							ハクビシン アライグマ ミンク					
	計	17種	17種	18種	17種	17種	17種	18種	20種	20種	20種	

狩猟鳥獣の変遷（鳥類）

		S.24(1949)	S.25(1950)	S.38(1963)	S.46(1971)	S.50(1975)	S.53(1978)	H.6(1994)	H.15(2003)	H.19(2007)	H.25(2013)	
鳥 類	ヒシクイ	[Shaded]										
	マガン	[Shaded]										
	アイサ類	ミコアイサ	[Shaded]									
		カワアイサ	[Shaded]									
		ウミアイサ	[Shaded]									
		カワウ	[Shaded]									
	ゴイサギ	[Shaded]										
	キジ		[Shaded]									
		コウライキジ	[Shaded]									
	ヤマドリ	ヤマドリ(ゴシジロヤマドリを除く)										
	ウスラ	[Shaded]										
	エゾライチョウ	[Shaded]										
	コジュケイ	[Shaded]										
	カモ類(オンドリを除く)	オナガガモ	[Shaded]									
		コガモ	[Shaded]									
		ヨシガモ	[Shaded]									
		マガモ	[Shaded]									
		カルガモ	[Shaded]									
		ヒドリガモ	[Shaded]									
		ハシビロガモ	[Shaded]									
		ホシハジロ	[Shaded]									
		キンクロハジロ	[Shaded]									
		スズガモ	[Shaded]									
		クロガモ	[Shaded]									
		ピロウドキンクロ	[Shaded]									
		コオリガモ	[Shaded]									
	バン	[Shaded]										
	オオバン	[Shaded]										
ヤマシギ	ヤマシギ(アマミヤマシギ除く)											
タシギ	[Shaded]											
ジシギ	[Shaded]											
キジバト	[Shaded]											
カラス(ホシガラスを除く)	ハシブトガラス	[Shaded]										
	ハシボソガラス	[Shaded]										
	ミヤマガラス	[Shaded]										
	ワタリガラス	[Shaded]										
スズメ	[Shaded]											
ニューナイスズメ	[Shaded]											
	ヒヨドリ	[Shaded]										
	ムクドリ	[Shaded]										
計		46種	47種	47種	34種	31種	30種	29種	28種	29種	28種	

現在の狩猟鳥獣

鳥類28種類		
1	カワウ	15 コジュケイ
2	ゴイサギ	16 ヤマドリ(コシジロヤマドリを除く)
3	マガモ	17 キジ
4	カルガモ	18 バン
5	コガモ	19 ヤマシギ(アマミヤマシギ除く)
6	ヨシガモ	20 タシギ
7	ヒドリガモ	21 キジバト
8	オナガガモ	22 ヒヨドリ
9	ハシビロガモ	23 ニュウナイスズメ
10	ホシハジロ	24 スズメ
11	キンクロハジロ	25 ムクドリ
12	スズガモ	26 ミヤマガラス
13	クロガモ	27 ハシボソガラス
14	エゾライチョウ	28 ハシブトガラス

獣類20種類		
1	ノウサギ	11 イタチ(オスに限る)
2	ユキウサギ	12 チョウセンイタチ(オスに限る)
3	タイワンリス	13 ミンク
4	シマリス	14 アナグマ
5	ツキノワグマ	15 ハクビシン
6	ヒグマ	16 イノシシ
7	アライグマ	17 ニホンジカ
8	タヌキ	18 ヌートリア
9	キツネ	19 ノイヌ
10	テン(ツシマテンを除く)	20 ノネコ

国が行う狩猟鳥獣の捕獲禁止又は制限

禁止・制限対象鳥獣名	禁止制限の内容			備考
	禁止・制限の別	禁止・制限の期間又は頭羽数の制限	禁止・制限の区域	
ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジ（亜種コウライキジを除く。）の雌	禁止	自 平成24年 9月15日 至 平成29年 9月14日	全国の区域（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	第12条第1項による施行規則第10条第1項
ヒヨドリ	禁止	〃	東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県の区域	〃
ツキノワグマ	禁止	〃	三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〃
シマリス	禁止	〃	北海道の区域	〃
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	制限	1日当たり合計して5羽（網を使用する場合にあっては、法第11条第2項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽）	猟区の区域外	第12条第1項による施行規則第10条第2項
エゾライチョウ	制限	1日当たり2羽	猟区の区域外	〃
ヤマドリ（雄）及びキジ（雄）	制限	〃 合計して2羽	猟区の区域外	〃
コジュケイ	制限	〃 5羽	猟区の区域外	〃
バン	制限	〃 3羽	猟区の区域外	〃
ヤマシギ及びタシギ	制限	〃 合計して5羽	猟区の区域外	〃
キジバト	制限	〃 10羽	猟区の区域外	〃
ニホンヅカ	制限	〃 1頭	猟区の区域外	〃

環境大臣が禁止する猟法

- 一 ユキウサギ（レプス・ティミドゥス）及びノウサギ（レプス・ブラキュウルス）以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。）
- 二 口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
- 三 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
- 四 構造の一部として三発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
- 五 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）にあっては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法
- 六 空気散弾銃を使用する方法
- 七 同時に三十一以上のわなを使用する方法
- 八 鳥類並びにヒグマ（ウルスス・アルクトス）及びツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）の捕獲等をするため、わなを使用する方法
- 九 イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- 十 ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- 十一 つりばり又はとりもちを使用する方法
- 十二 弓矢を使用する方法
- 十三 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
- 十四 キジ笛を使用する方法
- 十五 ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）及びキジ（ファシアヌス・コロキクス）の捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

2. 狩猟鳥獣の検討に係る考え方について

狩猟鳥獣の新規指定の考え方

- ・法令に基づく指定となることから、狩猟者に混乱が生じないように、長期的な視点から指定すべき状況かどうかを判断することが必要と考える。

- ・狩猟は実態として個体群管理に貢献していることを踏まえ、積極的に管理をすべき鳥獣を狩猟鳥獣として位置づけていくこととする。

また、狩猟そのものは自由意思により行われるものであることから、狩猟資源としての価値に重きを置いて検討することを基本と考える。狩猟鳥獣の選定に当たっては、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特定、地域個体群の動向、当該種による農林水産業等への被害の程度の側面等を総合的に考慮する。なお、その際、当該鳥獣の保護の観点、生物的特性の確保の観点、社会的・経済的な観点から、著しい影響を及ぼすものを除外して選定する。

なお、「社会的、経済的な側面からの著しい影響」としては、狩猟による捕獲圧をかけることにより、計画的な防除に影響を及ぼす恐れがないことも審査する必要がある。

- ・定着初期（ ）の外来鳥獣について、特に外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていない場合は、狩猟鳥獣にすることで放獣されるリスクが生じる可能性が否定できず、放獣された場合はその他の鳥獣や生態系への悪影響が生じるおそれがあること、また、特に特定外来生物は外来生物法の防除等により、根絶等を目的として、組織的・計画的な捕獲等を推進する必要があることから、新規指定については慎重に取り扱う。

国内（又は対象地域）への定着が一部地域のもの（定着後の年数は長い、潜在的に定着可能な地域に対して分布が限定的なものを含む）（参照 外来種被害防止行動計画（平成27年3月26日 環境省、農林水産省、国土交通省）

なお、外来鳥獣については今後、法改正を含む整理が必要だが、今回については現状の整理において検討を行う。

狩猟鳥獣の指定の解除、禁止、制限の考え方

		考え方	参考にするもの
指定の解除		<ul style="list-style-type: none"> ・希少鳥獣に指定された場合 ・指定の考え方に該当しなくなった場合 	環境省RLにおける A、B、類の種など
捕獲の禁止又は制限	全国での捕獲禁止	・当該鳥獣の保護に悪影響があり、指定の考え方に該当しなくなるおそれがある場合	環境省RLにおけるNTの種など
	地域的な捕獲禁止又は制限	・地域的に当該鳥獣（特に絶滅のおそれのある地域個体群又は情報が不足している地域個体群）の保護に悪影響がある場合	環境省RLにおけるNT、LPなど
	都道府県知事権限による捕獲の禁止	・特定の都道府県において当該鳥獣（特に絶滅のおそれのある地域個体群又は情報が不足している地域個体群）の保護に悪影響がある場合	都道府県RLなど

3.外来鳥獣について

法律等における規定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

第二条第七項 この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

第4.1 (3) 外来鳥獣

ア 対象種

外来鳥獣は、我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

イ 管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を実施する。

今後の課題

法第2条第7項において、「その捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないもの」を狩猟鳥獣として指定することとされているところ、

外来鳥獣及び指定管理鳥獣等を狩猟鳥獣に指定する場合は、「狩猟者による狩猟行為によっては、その生息の状況に著しい影響を与えるほどの捕獲等がなされるおそれのないものと認められるもの」の範囲において指定することとしている。

しかし、特に生態系からの排除等を目指す外来鳥獣や、適正な水準の個体数に減少させる等を目指す指定管理鳥獣においては、狩猟も含めた捕獲の強化が進められており、その結果、個体数の減少が進んだ場合等に、狩猟者による狩猟行為によって、その生息の状況に著しい影響を与えるほどの捕獲等がなされる状況が想定される。

その場合、狩猟鳥獣に指定できない又は指定を解除しなければならない点について、今後、見直しを検討していく必要がある。

外来鳥獣については今後、法改正を含む整理が必要だが、今回については現状の整理において検討を行う。

4. 今回見直しに係る本日までの検討経緯について

資料 2 - 1 に掲載する種等の選定経緯

平成28年度
都道府県を対象に行ったアンケート

平成28年度
関係団体等を対象に行ったアンケート

会議時間の制約も踏まえ、環境省及び狩猟鳥獣の見直しに係る検討会検討委員にて、本スライドの「狩猟鳥獣の検討に係る考え方について」や配付資料 - 2「狩猟鳥獣の見直しについて」の内容を踏まえ、事前に検討対象となる種等について選定。

資料 - 4「種・規制ごとの検討の方向性」

「平成28年度 狩猟鳥獣の見直し検討会(平成29年1月20日開催(公開で開催))」にて、狩猟鳥獣の見直しに係る検討会検討委員に審議。内容について合意。

また、資料 - 4「種・規制ごとの検討の方向性」の内容を踏まえ、諮問案である資料 - 1について確認し、合意。

「諮問案」

中央環境審議会 自然環境部会野生生物小委員会
(平成29年1月30日開催)において諮問

公聴会(平成29年3月22日開催(公開で開催))及びパブリックコメント(平成29年3月7日~4月5日実施)において意見を聴取。

資料 - 1「答申案」

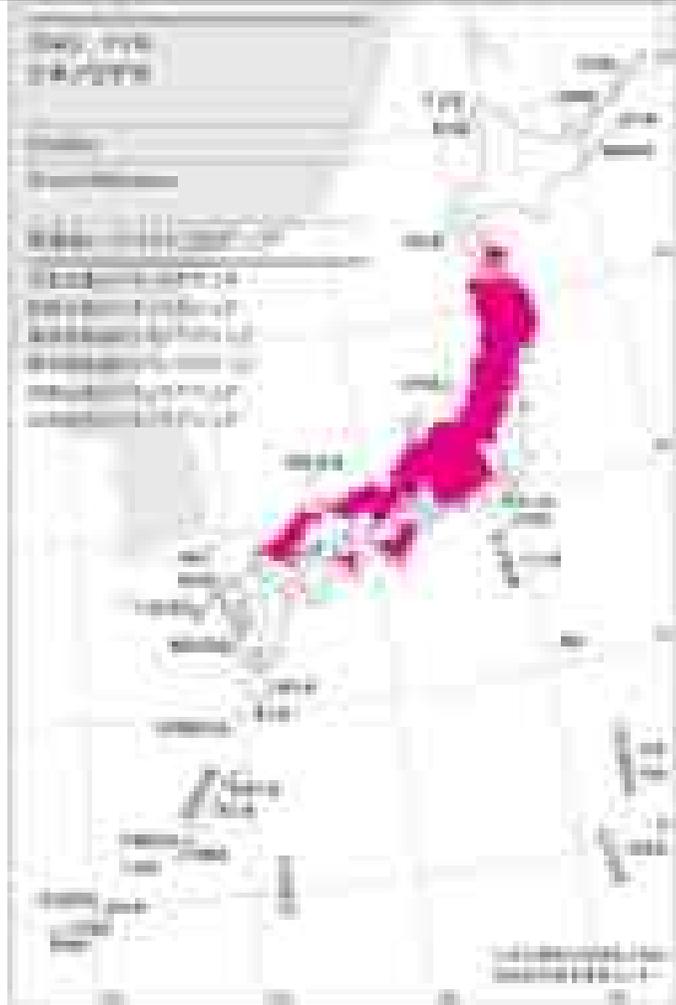
中央環境審議会 自然環境部会野生生物小委員会
(本日平成29年5月22日開催)において答申を審議

5. 諮問対象種等について

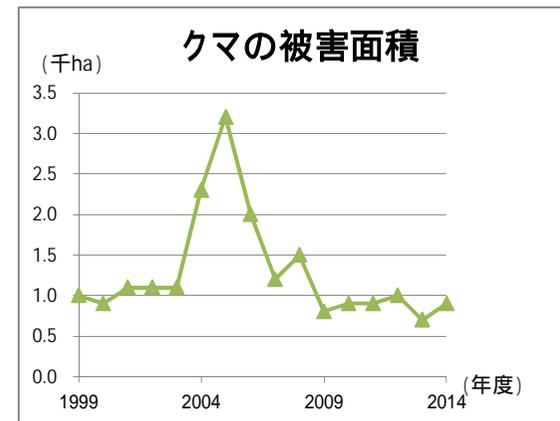
ツキノワグマ

【レッドデータブック】環境省：LP（下北半島、紀伊半島、東中国地域、西中国地域、四国山地）、地方版：31都道県

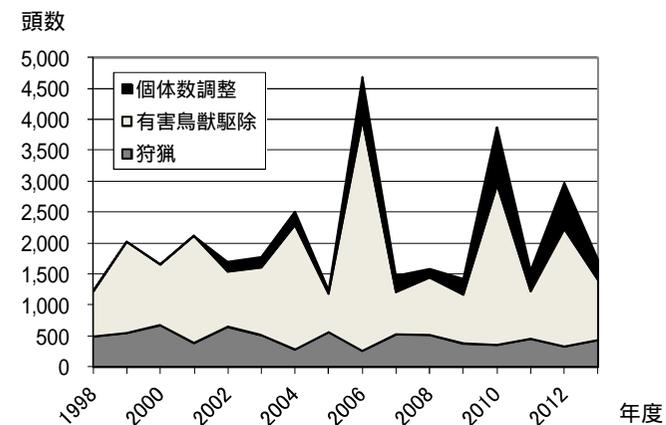
【生息状況等】第6回自然環境保全基礎調査によれば、本州では中部以東の山岳地帯に偏り、中部及び東北に広く分布している。下北、紀伊半島、中国西部は他の地域とは隔離されている。また、九州では生息情報が得られていない。1978年と比較すると、分布域は全国的に微増している状況であった。



ツキノワグマの分布（第6回基礎調査 平成12～16年度実施）



ツキノワグマによる被害面積の推移



ツキノワグマの捕獲数の近年の推移

ツキノワグマに対する国による規制

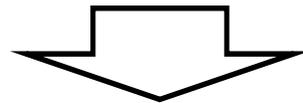
国による規制（法第12条第1項、施行規則第10条）

紀伊半島個体群、西中国個体群、四国個体群、九州個体群の生息区域は捕獲禁止

【捕獲等を禁止する区域】三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域

【捕獲禁止期間】平成24年9月15日から平成29年9月14日まで

（規制自体は平成6年から継続）



九州地方のツキノワグマは絶滅と評価されているため、捕獲禁止期間を更新する際には、九州個体群を削除。

チョウセンイタチ

チョウセンイタチの特徴



- ・イタチと比べてオスは特に大型
- ・オス 頭胴長28～39cm、尾長16～21cm、体重650～820g
- ・メス 頭胴長25～31cm、尾長13～16cm、体重360～430g
- ・体色はやや褐色がかかった山吹色
- ・オスのみ狩猟鳥獣

イタチの特徴

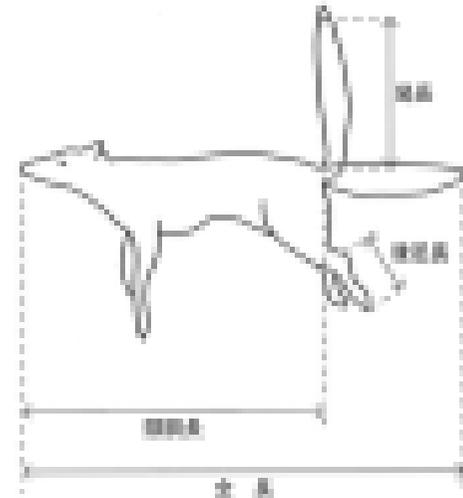


- ・日本固有種。本州、四国、九州に分布し、北海道や伊豆諸島などでは導入された個体が定着
- ・メスはオスよりも小型
- ・オス 頭胴長27～37cm、尾長12～16cm、体重290～650g
- ・メス 頭胴長16～25cm、尾長7～9cm、体重115～175g
- ・体色は茶褐色から赤褐色
- ・オスのみ狩猟鳥獣

イタチとチョウセンイタチの識別

分布が重なる地域では識別に注意が必要であり、識別が困難な場合には、計測による尾率が目安となる。

- ・成獣の尾率（尾長／頭胴長）が40%程度 イタチ
- ・成獣の尾率（尾長／頭胴長）が50%を超える チョウセンイタチ

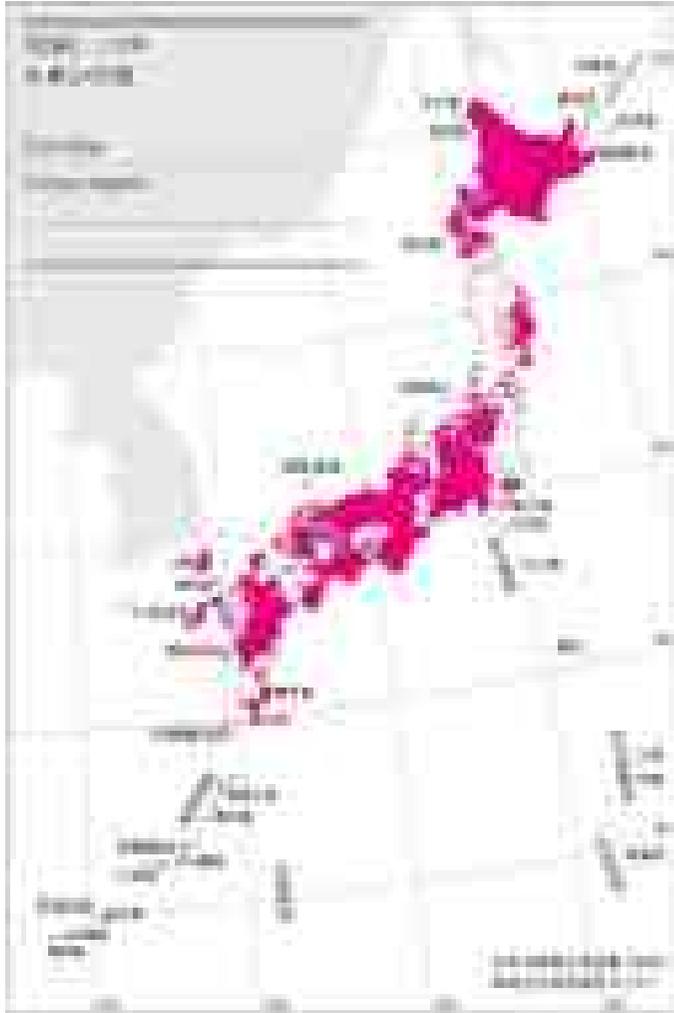


- ・尾率とは「頭と胴体の長さ」に対する「尾の長さ」の割合をいいます。
- ・頭と胴体の長さを頭胴長といい、動物を仰向けに寝かせ、鼻の先端から尾の先端（毛は除く）までを測定した長さから、尾長を差し引きます。
- ・尾長は尾を垂直に曲げて屈折部から先端までを測定します。

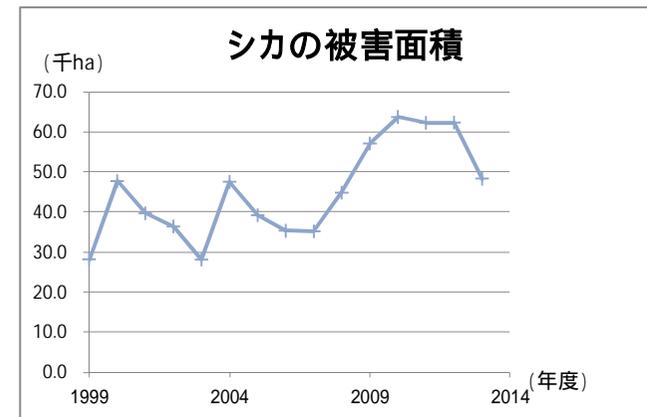
ニホンジカ

【レッドデータブック】環境省：LP（馬毛島のニホンジカ）、地方版：5県（亜種等）

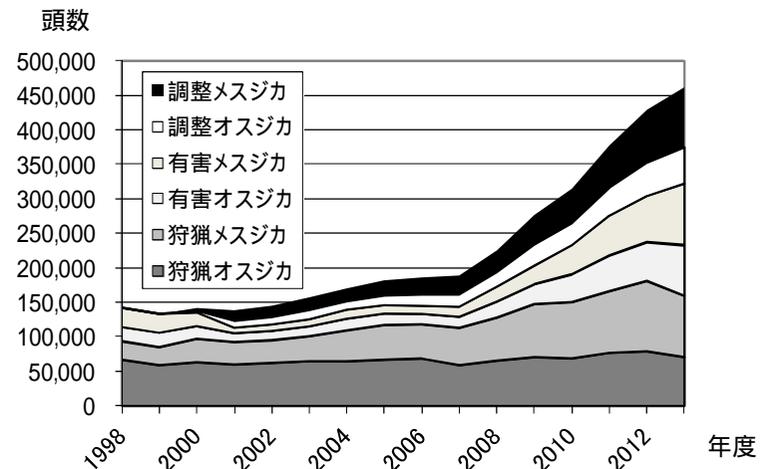
【生息状況等】第6回自然環境保全基礎調査によれば、関東地方平野部や東北地方の日本海側を除いて、ほぼ全国的に分布している状況である。全国での生息区画数（5kmメッシュ）は7,344メッシュで、1978年と比較すると1.7倍に拡大し、全ての地域で拡大している状況であった。



ニホンジカの分布（第6回基礎調査）



ニホンジカによる被害面積の推移



ニホンジカの捕獲数の近年の推移

ニホンジカに関する管理の方針

ニホンジカは、法改正により、「集中的かつ広域的に管理を図る必要があるもの」として「**指定管理鳥獣**」に指定。（法第二条第五項、規則第1条の三）

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成25年12月26日環境省、農林水産省）」で「**10年後（平成35年度）までに個体数を半減させることを目指すこと**」としている



法により、捕獲等の数の1日当たりの上限は、一人当たり1頭と定めている。

環境大臣は、国際的又は全国的に特に**保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣**がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。（法第十二条第一項）

ニホンジカの捕獲制限の解除状況

環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。（法第十二条第一項）

都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内で、環境大臣が当該第二種特定鳥獣に関し行う第十二条第一項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除することができる。（法第十四条第三項）



48都道府県中、36都道府県が全部又は部分解除済み。

都道府県	計画策定	捕獲数の制限
全国	-	ニホンジカ1頭/日
北海道		10月～11月 無制限、12月以降 オス1日1頭、メス無制限
青森県	-	-
岩手県		無制限
宮城県		オス1頭（わな猟は無制限）、メス無制限
秋田県	H28年度策定	-
山形県	-	-
福島県		銃猟：オス1頭、メス無制限（県内全域）、わな猟：無制限（県内全域）
茨城県	-	-
栃木県		オス1頭、メス無制限（シカ管理計画の対象区域である9市町）
群馬県		オス1頭、メス無制限（県内全域）
埼玉県		メスジカ2頭、又はオスジカ1頭・メスジカ1頭
千葉県		ニホンジカ1頭/日の制限を解除（法第12条第2項により県独自の制限を設定）
東京都		1人当たり2頭/日（ただしオスジカは1頭/日）
神奈川県		制限無し（県内全域。ただし、猟区においては猟区設定者の定める猟区管理規定による）
新潟県	-	-
富山県		無制限（県内全域）
石川県		-
福井県		未回答
山梨県		オス・メスとも無制限（県内全域）
長野県		無制限、地域によりオス1頭まで（わなを除く）
岐阜県		わな猟：無制限銃猟：オス1頭、メス無制限
静岡県		オス1頭（銃）メス無制限（県内全域）
愛知県	-	-
三重県	○	頭数制限なし（県内全域）
滋賀県		銃器の場合：メス無制限、オス2頭、わなの場合：オス・メス無制限
京都府		わな猟：無制限（府内全域）、銃猟：オス1頭/日、メス無制限
大阪府		オス、メス無制限（全域） 但し、銃猟はオス一頭
兵庫県		無制限
奈良県		銃猟：オス1頭以内、メス無制限（一部地域）、わな：オス、メス無制限（一部地域）
和歌山県		オスメス無制限
鳥取県		無制限（県内全域）
岡山県		オス、メス無制限
広島県		無制限（島しょ部を除く県内全域）
山口県		制限頭数なし
徳島県		オス・メスともに無制限
香川県		無制限（県内全域）
愛媛県		オス・メス 無制限（県内全域）
高知県		無制限（県内全域）
福岡県		銃猟にあっては、オス2頭/日、メス制限なし、網・わな猟にあっては、制限なし（県内全域）
佐賀県	-	-
長崎県		オス、メス問わず無制限（県内全域）
熊本県		1人1日当たりの捕獲数を「捕獲後の埋設等の処理が実施できる頭数」（県内全域）
大分県		無制限（県内全域）
宮崎県		無制限
鹿児島県		無制限（一部地域）
沖縄県	-	-

第二種特定鳥獣管理計画に基づく狩猟制限の緩和状況（法第十四条第二項・第三項）

弓矢に関する問題事例

事例 1

平成27年3月6日（金）、埼玉県川島町(かわじままち)の越辺川(おっpegawa)の河川敷で**ボウガンの矢が刺さった**ココハクチョウ1羽が見つかり、動物病院で手術を受けたが、8日夜に病院で死んだ。

埼玉県警東松山署は何者かが撃ったとみて、鳥獣保護法違反容疑で捜査。

事例 2

平成27年10月29日（木）、兵庫県伊丹市の昆陽池(こやいけ)で**矢が刺さった**オナガガモ、コクガン各1羽が見つかり、獣医師が矢を抜いて治療した。

兵庫県警伊丹署によると、**矢は吹き矢**とみられるとし、鳥獣保護法違反容疑で捜査。



課題

狩猟期間中に狩猟鳥獣を対象に事例1のようなケースが生じた場合は、いわゆる禁止猟法（1）に該当し違反となる。その際、法上のいわゆる禁止猟法の項において、**ボウガンという表現はないことから、弓矢に該当するかどうかのわかりにくい**という課題がある。そのわかりにくさにより違反事例が生じる恐れがある。

また、同様に事例2のようなケースが生じた場合は、**ただちに違反を問えず（2）、法の目的（3）を踏まえると課題だといえる。**

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）
第十条 3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。
十二 弓矢を使用する方法

2 法定猟法以外の猟法の狩猟鳥獣の捕獲
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（狩猟鳥獣の捕獲等）
第十一条 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、（～略～）区域（以下「狩猟可能区域」という。）において、狩猟期間（～略～）内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなくて、狩猟鳥獣（～略～）の捕獲等を行うことができる。
二 次条、第十四条、第十五条から第十七条まで、第三十六条及び第三十七条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。
イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等

3 法の目的
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（目的）
第一条 この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

国が行う狩猟鳥獣の捕獲禁止又は制限

禁止・制限対象鳥獣名	禁止制限の内容			備考
	禁止・制限の別	禁止・制限の期間又は頭羽数の制限	禁止・制限の区域	
ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジ（亜種コウライキジを除く。）の雌	禁止	自 平成24年 9月15日 至 平成29年 9月14日	全国の区域（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	第12条第1項による施行規則第10条第1項
ヒヨドリ	禁止	〃	東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県の区域	〃
ツキノワグマ	禁止	〃	三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〃
シマリス	禁止	〃	北海道の区域	〃
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	制限	1日当たり合計して5羽（網を使用する場合にあっては、法第11条第2項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽）	猟区の区域外	第12条第1項による施行規則第10条第2項
エゾライチョウ	制限	1日当たり2羽	猟区の区域外	〃
ヤマドリ（雄）及びキジ（雄）	制限	〃 合計して2羽	猟区の区域外	〃
コジュケイ	制限	〃 5羽	猟区の区域外	〃
バン	制限	〃 3羽	猟区の区域外	〃
ヤマシギ及びタシギ	制限	〃 合計して5羽	猟区の区域外	〃
キジバト	制限	〃 10羽	猟区の区域外	〃
ニホンヅカ	制限	〃 1頭	猟区の区域外	〃

都道府県による規制・規制解除(期間,数,猟法)

狩猟鳥獣の保護のための規制

捕獲等の禁止/制限(12条2項)

区域・期間を定めた禁止(1号)

- 【青森県】オスキジ・オスヤマドリ(全域、1/16-2/15)
- 【千葉県】キツネ(全域)
- 【石川県】バン・クロガモ(全域)
- 【静岡県】イノシシ・ニホンジカを除く狩猟鳥獣(全域)
- 【京都府・兵庫県・鳥取県・岡山県】ツキノワグマ(全域)
- 【宮崎県】キツネ・テン・オスイタチ・アナグマ(全域)
- 【鹿児島県】ヤマシギ(奄美・大島郡など)

捕獲数の制限(2号)

- 【岩手県】オスジカ1頭/人/日
- 【千葉県】ニホンジカ30頭/人/狩猟期間
- 【福井県】オスジカ2頭/人/日など

猟法の禁止(禁止猟法)(3号)

- 【千葉県】ライフル銃(全域、全ての狩猟鳥獣)
- 【広島県・山口県】くくりわな(一部地域、全ての狩猟鳥獣) など

入猟者承認制度(12条3項)

- 【千葉県】一部地域

第二種特定鳥獣の特例(14条)

狩猟鳥獣の管理のための規制解除

狩猟期間(国11条)の延長

- 【32県以上】ニホンジカ(猟法や区域での限定あり)
- 【33県以上】イノシシ(猟法や区域での限定あり) など

捕獲制限(国12条)の緩和

- 【16県以上】ニホンジカ捕獲制限なし(猟法や区域での限定あり) オスジカ2頭/日との組み合わせあり
- 【複数県】ニホンジカくくりわなの径の緩和(区域の限定あり)
- 【京都府】イノシシくくりわなの径の緩和(区域の限定あり) など

特例休猟区(県34条)

- 【11県】設定 など

鳥獣保護管理法の体系

